

I 計画策定の背景・目的など



1 計画策定の背景

平成4年（1992年）に開催された「環境と開発に関する国連会議（地球サミット）」で採択された「アジェンダ21」で示されている、地方公共団体の「ローカルアジェンダ」策定の求めに応じ、江別市においては、計画期間を30年とした環境の基本計画となる「えべつアジェンダ21—江別市環境管理計画—」（以下「環境管理計画」という。）を平成7年度（1995年度）に策定しました。

環境管理計画は計画期間を前期・中期・後期に分け、それぞれの期間において推進計画を策定することとしており、「江別市環境基本条例」（平成11年度（1999年度）制定）の理念や、江別市総合計画の計画期間との整合も図りながら、前期9年間、中期10年間で運用してきたところです。

この間、環境に関する問題は、公害の防止、自然環境の保全といった地域限定の問題に加えて、地球温暖化、生態系の保全、資源・エネルギーの循環など地域内の枠組みでは収まらない地球規模の問題としてとらえられるようになってきており、さらには平成23年（2011年）3月11日に起きた東日本大震災に端を発する放射能汚染問題や電力等エネルギー供給の問題は、環境政策・エネルギー政策の重要性を改めて私たちに認識させることとなりました。

一方、国においては、平成23年（2011年）6月に「環境の保全のための意欲の増進及び環境教育の推進に関する法律（環境保全活動・環境教育推進法）」の名称を「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律」（以下「環境教育等促進法」という。）と改正し、それに基づく「環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な方針」が平成24年（2012年）6月に閣議決定されるなど、環境保全活動や市民・事業者・行政などの協働が、より重要な位置付けとなっています。

このような背景を踏まえ、本計画は環境管理計画後期推進計画として江別市における今後の環境施策の基本的な展開方向を示すために策定するものです。

2 計画策定の目的

本計画は、「江別市環境基本条例」の前文に掲げられ、また、『えべつ未来づくりビジョン（第6次江別市総合計画）』（以下「第6次総合計画」という。）における基本目標ともしている『きれいな空気、清らかな水、豊かな緑に恵まれた美しく住みよいえべつ』の実現に向け、環境の保全及び創造に関する施策を総合的かつ計画的に推進することにより、健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、将来の世代へ継承すること、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を形成することを目的としています。

3 計画の位置付け

本計画は、第6次総合計画を環境面から推進するため、「江別市環境基本条例」に基づき環境管理計画の後期推進計画として策定するものであり、江別市における良好な環境の保全及び創造を進める上で基本となるものです。

また、本計画は「環境教育等促進法」第8条に規定された行動計画（その市町村の区域の自然的社会的条件に応じた環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する行動計画）を包括するものです。

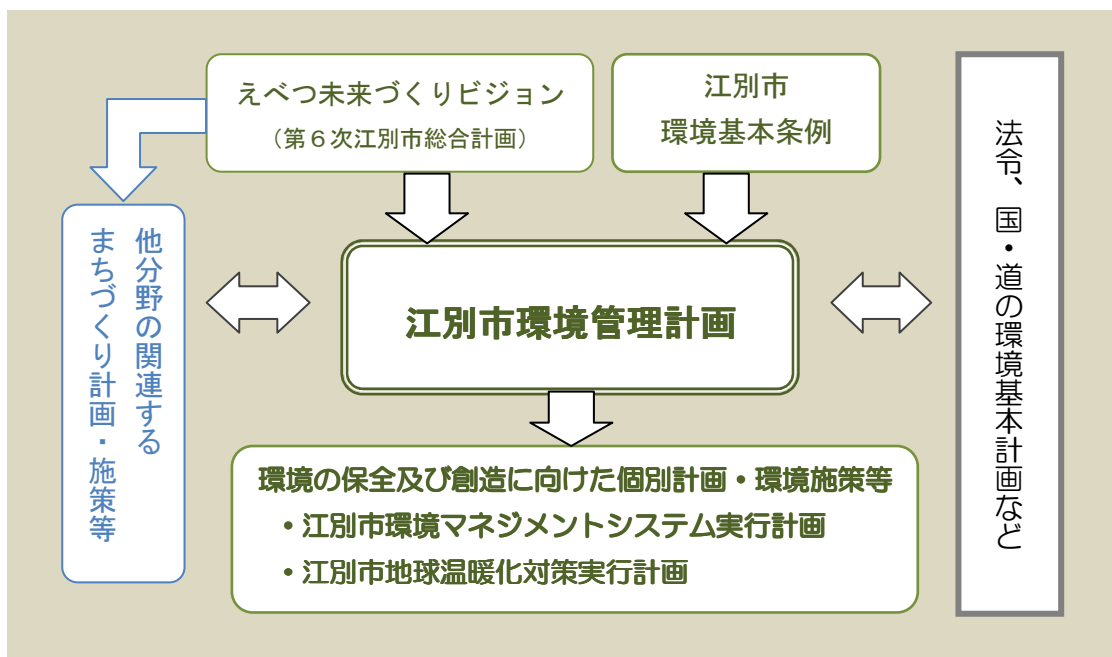
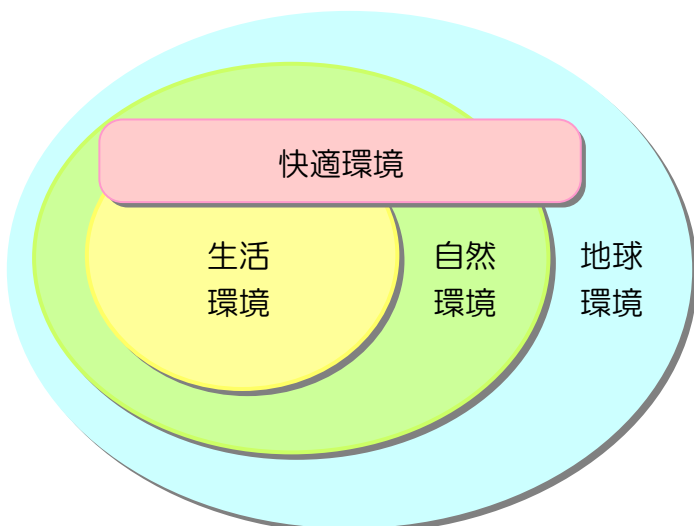


図 I-3-1 計画の位置付け

4 環境の範囲

本計画が対象とする環境の範囲は、地球環境・自然環境・生活環境・快適環境とします。これらの環境要素は相互に結びつき関連しあっており、環境の範囲はできるだけ幅広くとらえます。



区分	主な対象
地球環境	地球温暖化の防止、省エネルギーの推進、ごみ減量化の推進、適正なごみ処理の推進 など
自然環境	生物生息環境の保全・野生生物との共存、水と緑の保全、緑化の推進 など
生活環境	大気の保全、水質の保全、騒音・振動の防止、悪臭の防止、化学物質の防止 など
快適環境	地域特性を活かした空間の創造、地域の環境美化の推進、環境教育・環境学習の充実 など

図 I-4-1 環境の範囲

5 計画の区域

本計画の対象区域は、江別市全域とします。また、河川環境など、市域外にまで及ぶ施策の推進については、必要に応じて他の地方公共団体や関連機関とも協力体制をとって連携していきます。

6 計画の期間

環境管理計画は、当初、平成7年度（1995年度）から平成36年度（2024年度）までの30年間とし、10年ごとに前期・中期・後期の推進計画としていました。ただし、江別市新総合計画と計画期間の整合を図ったことにより、前期推進計画においては、計画期間を平成15年度（2003年度）までの9年間とし、中期推進計画においては、計画期間を平成25年度（2013年度）までの10年間としています。

後期推進計画においても第6次総合計画との計画期間の整合を図っており、本計画における計画期間は、平成26年度（2014年度）から平成35年度（2023年度）までの10年間とします。

なお、本計画については、平成30年度を中間年として、計画の達成状況や社会情勢の変化などを勘案しながら、必要に応じて見直しを行うこととします。

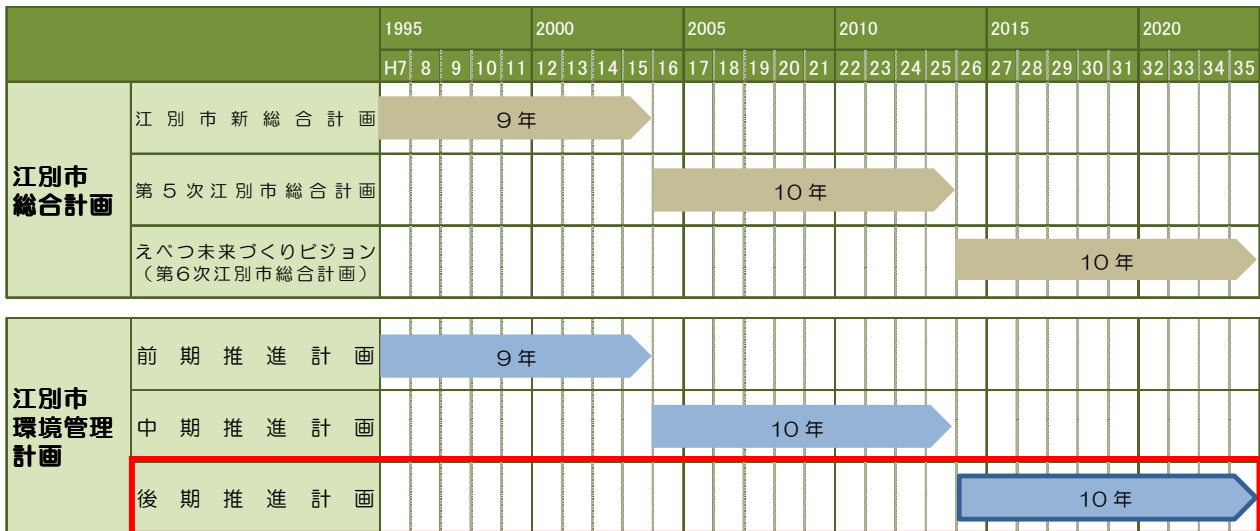


図 I-6-1 計画の期間

7 計画推進の主体

「江別市環境基本条例」に定める市・事業者・市民の役割に基づき、それぞれが環境の保全及び創造の主体となって、自発的かつ総合的・計画的な施策の推進に努めます。

【江別市環境基本条例】

（基本理念）

- 第3条** 環境の保全及び創造は、市民が健康で文化的な生活を営む上で必要とする良好な環境を確保し、これを将来の世代へ継承していくことを目的として行われなければならない。
- 2** 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民が自らの活動と環境へのかかわりを認識し、環境への十分な配慮を行うことにより、環境への負荷が少なく、持続的に発展することができる社会を構築することを目的として行われなければならない。
- 3** 環境の保全及び創造は、市、事業者及び市民がそれぞれの責務を自覚し、相互に協力、連携して推進されなければならない。
- 4** 地球環境保全は、市、事業者及び市民が自らの問題としてとらえ、それぞれの事業活動及び日常生活において積極的に推進されなければならない。

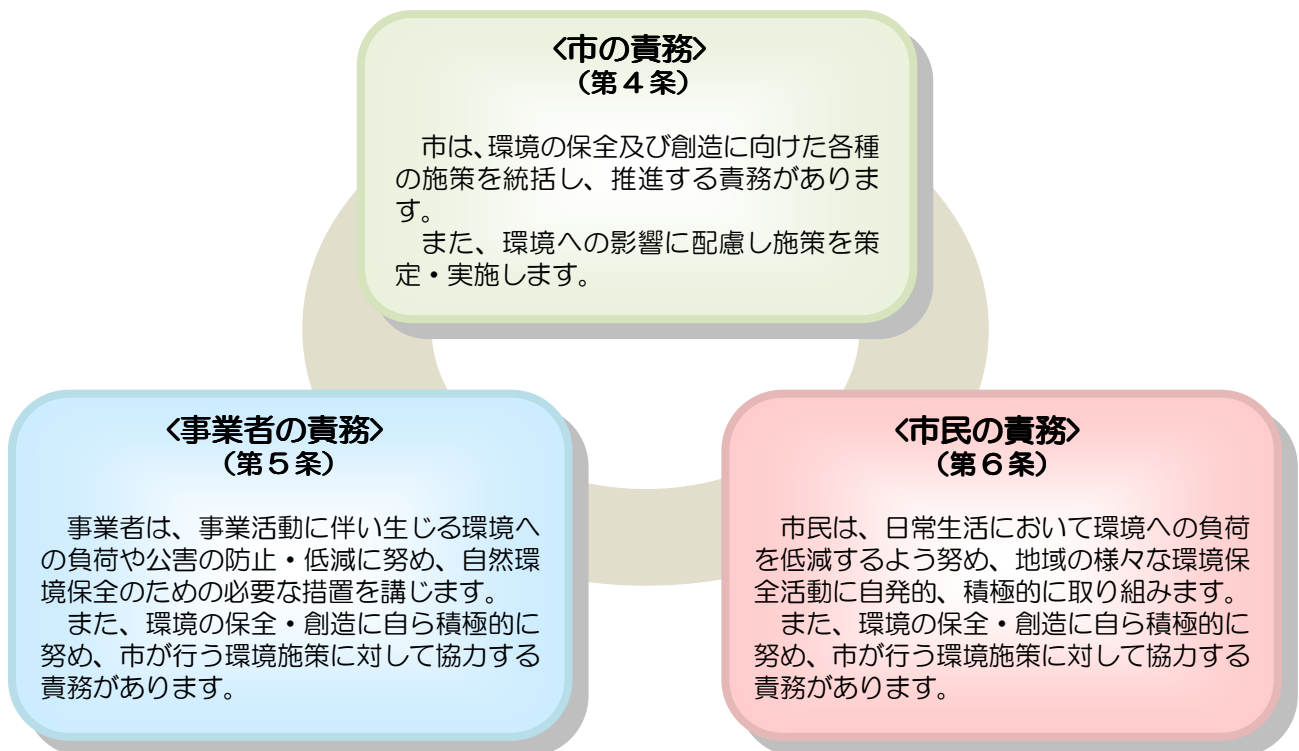


図 I-7-1 各主体の責務